

第1章 法律から見た申請書と各都道府県の対応

1. 申請書の法的根拠と申請内容の追加

（1）申請書法的根拠

中小企業新事業活動促進法の第3章第1節 「経営革新」では以下のように定めている。

第9条（経営革新計画の承認）

・・・経営革新に関する計画を作成し、経済産業省令で定めるところにより、これを行政庁に提出して、その経営革新計画が適当である旨の承認を受けることができる。

2. 経営革新計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

1. 経営革新の目標
2. 経営革新による経営の向上の程度を示す指標
3. 経営革新の内容及び実施時期
4. 経営革新を実施する為に必要な資金の額及びその調達方法
5. 組合等が・・・その構成員に対し負担金の賦課をしようとする場合に
あつては、その賦課の基準

これを受けた中小企業庁のホームページに経営革新計画申請様式（以下「基本様式」という）が掲載されており、この様式を各都道府県が使いそれぞれの経営革新の申請を受付・承認等の運用を行っている。

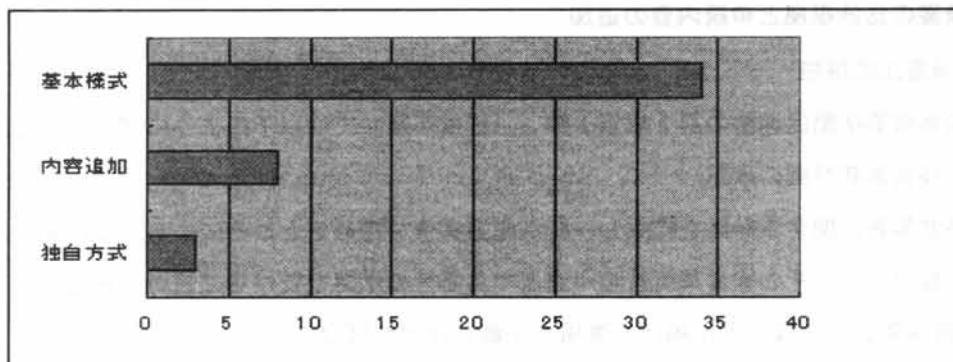
（2）申請書への内容追加

各都道府県は経営革新承認申請には中小企業庁の基本様式を使用するが、更にそれに内容追加を要求するところ、あるいはその県独自の経営革新制度を持つところがある。

各都道府県により、追加の記載や資料を要請するものとしては次のようなものがある。

- ・事業計画書
- ・カタログ、図面、写真
- ・経営革新計画の具体的内容等（経営計画や資金計画の積算根拠、新事業の需要、競合参入障壁の有無、資金調達の目処、）
- ・金融機関との取引状況、利益計画、製造原価報告書（既存事業、新規事業）

都道府県が採用する経営革新承認申請の様式の割合



また、都道府県独自の経営革新支援制度の例としては、次のようなものがある。

- ・基本様式を使用すると同時に、この規準に満たない企業に対し「県版経営革新」制度を準備する（青森県）
- ・県独自の「頑張る企業・団体応援します」制度（高知県）

この高知県の制度は「経営改善計画」の「付加価値額」を経営指標として、5年間で10%以上15%未満伸びることを条件として県より「経営改善計画」の承認を受け、「頑張る企業」として認定を受けるものである。

これにより、更に金融機関の審査による支援融資や利息の一部補助あるいは補助金の交付等のメリットを受けられるものである。

2. 承認件数上位 15 都道府県の状況と埼玉県の事業計画書

〈1〉 承認企業上位 15 都道府県の状況

経営革新計画承認件数上位 15 都道府県は以下の通り。

(* 1) : 中小企業庁資料の中小企業経営革新計画実績表、平成18年7月分より

(* 2) : 中小企業白書 付属統計資料 2 表 (民営、非 1 次産業、2004年)

順位	県名	承認件数 (* 1)	中小企業数 (* 2)	千社当たり承 認件数	基本様式に追加 内容を要求
1	東京	3,121	505,272	6.2	○
2	愛知	1,970	246,950	8.0	
3	大阪	1,740	330,737	5.3	
4	福岡	1,395	160,831	8.7	○
5	広島	1,272	96,268	13.2	○
6	兵庫	1,138	173,811	6.5	
7	神奈川	977	206,373	4.7	
8	静岡	966	146,628	6.6	○
9	長野	757	88,444	8.6	

10	岡山	644	60,823	10.6	<input checked="" type="radio"/> (事業計画書)
11	埼玉	598	179,573	3.3	<input checked="" type="radio"/> (事業計画書)
12	北海道	546	171,056	3.2	
13	千葉	465	136,131	3.4	
14	山口	449	49,731	9.0	
15	茨城	417	94,956	4.4	

これによれば、埼玉県は承認件数では47都道府県の中で11位となっている。

資料の作成時期に違いがあるため正確なデーターとはいえないが、目安として各都道府県の中小企業1000社当たりの承認件数で見ると、1位 広島県13.2社 2位 岡山県10.6社、3位山口県9.0社、と関西地区が上位を占めており、埼玉県は14位 3.3社となっている。

申請書に追加内容記載を要求する都道府県は、承認の絶対件数あるいは1000社当たりの承認件数は上位を占めており、これを見る限り申請書への追加内容記載は申請及び承認件数増加の制約となる要素とは認められない。

(2) 埼玉県の事業計画書作成について

経営革新は成熟期に達した企業が衰退期に移行する前に新たな挑戦〈革新〉を通じて企業体力や活力を維持しようとするものであり、中小企業新事業活動促進法では「中小企業の経営革新…による新事業分野開拓の支援を行うとともに…中小企業の新たな事業活動の促進を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。」としている。

そして、この制度の直接的な狙いは各中小企業の自主的な経営の見直しにあるがその為には、各中小企業経営者が自らの事業を見直し、革新計画を考え作成する必要がある。

埼玉県が申請書〈基本様式〉とは別個の事業計画書を要求する独自の制度はこの趣旨に沿うものであり、他の都道府県での基本様式のみ或いは別紙に計画内容を追加させる方式よりも一步進んでいると言える。

一方、独立した事業計画書の作成を負担と感じている中小企業の経営者がいるのも事実であるが中小企業経営者のレベルアップ、経営力強化の為にはこの制度は維持し、且つ中小企業診断士がその作成や実施を強力にサポートし、申請・承認件数を更に増加させることにより、制度は真価を發揮し、実質的な経営革新が強力に推進され、埼玉県の中小企業活力の維持向上に大いに寄与するものと思われる。